分野別意見交換会　参考資料

会津若松市議会　政策討論会第１分科会

テーマ（その１）
本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり

※　上記テーマに係る当分科会の具体的テーマ（政策研究課題）
健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～

【調査研究項目】

自治基本条例

【まとめ（結論）】

１　まちづくりの基本的な考え方や住民参加、市政運営のルールを定めた自治基本条例が必要である。

【議論を行う項目】	当分科会としての考え	備考
⑴　なぜ自治基本条例は必要なのか	自治基本条例の必要性については、必要であるとの意見、必ずしも必要ではないとの意見の両論があり、現時点では、分科会として一定の合意に至らなかった。今後、意見の差をどのように埋めていくかが課題である。 それぞれの意見は次のとおり。 １　必要とする意見 自治基本条例とは、自治の理念やまちづくりの基本的な考え方、住民参加、市政運営のルールを定めたもので、行政の役割や責任、情報公開等について、その仕組みと手続を総合的、かつ、体系的に示すものである。 地方分権が進む中、自立し自律した自治体運営のもとで住民福祉の向上、住民自治の発展が求められており、計画的な事務事業の推進のため、自治基本条例は必要である。 ２　必ずしも必要ではないという意見 自治基本条例があれば、市民が幸福となり、なければ不幸となるものではない。条例制定の目的を明確にすべきである。	確認済
⑵　議会内部での必要性に関する認識はどの程度か	議員間で温度差がある。 今年度、執行機関からは自治基本条例の条例案が提出される見込みであり、当分科会としては政策討論会全体会などをとおして理解を求めていきたい。	確認済

【まとめ（結論）】

２　自治基本条例案の審査の基準・評価尺度は、次のとおりである。

【議論を行う項目】	当分科会としての考え	備考
⑴　条例案作成に係る市民の関わりは、どうあるべきか	条例については、まちづくり市民会議で検討しており、市民発意による条例案になるようである。自治基本条例は、自治体運営の根幹にかかわる特に重要な条例であるので、各地区で市民懇談会などを開催し、各層の多くの市民の意見を丁寧に聴くなど、多数の市民に関わってもらうべきである。	確認済
⑵　最高規範性を有するものとすべきか	自治基本条例は、さまざまな条例を総合的にまた体系的に示すものであり、実質的には自治体運営の基本となる条例であるため、条例に最高規範性を規定すべきか否かについては、とらわれないものとする。	確認済
⑶　市民の定義はどうあるべきか	たいへん重要な点である。まちづくりの主体となる者とまちづくりに参加する者を区分すべきである。住民登録をしている者、通勤・通学者、事業所、土地等の不動産を有する者、外国人（永住権を持つ者、持たない者）などを例えば「市民」又は「市民等」に明確に分けるべきである。条例には、「市民」又は「市民等」がどのようにまちづくりに関わるのか、関わることができるのか規定すべきである。	確認済

⑷　行政と住民の役割分担はどうあるべきか	自治基本条例の制定において、都市内分権に対する考え方は重要なポイントの一つである。地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様である。これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。それぞれの地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要であり、この都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。（公共サービスの担い手を地域に押し付けるようものであってはならない。）	確認済
⑸　住民と行政の協働についてどうあるべきか	「協働」については、同一レベルの主体ではない住民と行政との間で成立するか否か疑問である。この用語を用いる場合には注意が必要であり、このようなあいまいな用語は、条例に適さないのではないかと考える。 執行機関は、これまでの行政サービスを住民に代替させるため、この用語を都合よく使用するのでなく、多くの市民が地域課題解決のための取り組みを自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担への理解を得ることに努めるべきである。 この用語の定義については、さらなる検討が必要であり、その定義を議会内でも共有することが必要である。	確認済
⑹　生ける条例の６原則について ア　総合性の原則（重要な基本制度の項目は最大限網羅する。）	重要なポイントである。情報公開や住民参加、議会や市長の責務などの必要な項目は最大限網羅すべきであるが、住民と行政の役割分担及び協働の定義について、議会内で共有を図ってから、さらに議論を深めていくこととする。	確認済
イ　水準性の原則（個別の制度の内容を吟味して高いレベルを確保する。）	自治基本条例に規定する制度や内容は、それぞれが高いレベルであることは望ましいと考える。先進事例などを参考にしながらよく吟味するべきであり、行政と住民の役割分担や協働についての考え方がまとまってから検討をしていく課題である。	確認済
ウ　具体性の原則（理念を具現する制度、制度を動かす原則を具体的に規定する。）	理念を具現する制度、制度を動かす原則を具体的に規定することは、当然であり、抽象的なものでは意味がない。今後の検討課題である。	確認済
エ　相乗性の原則（制度の相互関係を明確にして相乗効果を発揮させる。）	「情報（情報公開）なくして参加（市民参加）なし」「参加なくして計画なし」「計画なくして予算なし」であり、また「情報（政策情報）なくして評価なし」「計画（総合計画への位置付け）なくして評価なし」となる。情報公開や市民参加、総合計画などの制度は、それぞれ関連させなければならない。今後の検討課題である。	確認済
オ　関連性の原則（基本条例に基づく関連条例・制度の整備を明文化する。）	自治基本条例＋関連条例という形の自治基本条例体系としてトータルに整備をするべきである。 自治基本条例には、例えば「市は、この条例に定める市政運営の基本理念及び基本原則に照らして、不断にその他の条例、規則等の制定改廃に努めなければならない。」という、関連条例・関連制度の整備を行う規定が必要である。	確認済
カ　最高性の原則（最高規範性及び市民投票による承認を規定する。）	最高規範性を有すべきかについては、上記⑵のとおり。 制定時に市民投票を行うということは、市民に条例の内容を理解し、判断をしてもらうということである。このことについては、現時点では時間がかかりすぎるなど現実的ではないと考える。相当な時間がかかるが、自治基本条例制定後、条例への市民理解の熟度が増したときに、改めて市民に問うということも考えられる。	確認済

【まとめ（結論）】		
３　都市内分権（地域内分権）は必要である。		
⑴　なぜ都市内分権（地域内分権）が必要なのか	【再掲】 自治基本条例の制定において、都市内分権に対する考え方は重要なポイントの一つである。地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様である。これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。それぞれの地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要であり、この都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。（公共サービスの担い手を地域に押し付けるようものであってはならない。）	確認済
⑵　地域の定義はどうあるべきか	一定の歴史や文化などを共有し、さまざまな活動が行われている昭和の大合併及び平成の合併の際の旧町村単位を基準とする。旧若松市については、地域の意向を尊重しながら区域を定めていくべきである。	確認済
⑶　都市内分権（地域内分権）の内容・範囲	地域住民が自ら地域課題を解決するためには、一定の権限及び財源が必要である。その課題解決に取り組む内容は、全市一律である必要はなく、地域の特性に応じたものとするべきである。また地域の自主性を尊重することで、それぞれの特色があってもよいと考える。 （この制度の導入や継続のためには、行政の関わりは必要であるが、地域の主体性を損なわないような行政のサポートのあり方が大きな課題である。）	確認済
⑷　地域内の意思決定の権限は、誰（どのような団体）が持つべきか	当該地域において活動するさまざまな団体から選出された住民や公募の住民で構成する団体が適切だと考える。その団体の組織構成は、地域課題解決に向けた活動内容に応じたものとし、人数は、その組織の中で効率よく議論が行われる数とすべきである（各地域の各種団体連絡協議会の構成員、その他の各種団体代表者及び公募による住民とするならば10名から20名程度とすべき）。	確認済
⑸　上記⑷の団体の運営のあり方	上記⑷の団体の運営は、円滑かつ創造的なものとすべきである。住民が主体となって当該団体の意思決定が行えるよう、行政はさまざまな面において意を用いなければならない。また、団体の継続性についても配慮が必要である。 当該団体の会議がスムーズに進むよう、また成果が上がるよう支援することができるファシリテーション能力を有する者の存在が重要であるとともに、加えて、運営については、研究機関へアドバイスを求めることがあってもよいと考える。	確認済
⑹　地域内分権に係る当該事業の市の予算執行のあり方（例：地域に補助金を交付、地域の意向を最大限尊重して支所等が支出など）	地域課題解決のための事業は、原則、公募とする。応募があった事業の選定は、上記⑷の団体がヒアリングや現地調査を踏まえて決定する。執行機関は、事業の選定結果を地域の意向と捉え、それを最大限尊重し、可能な範囲で当該事業主体に補助金を交付する。 また、補助金の交付だけではなく、現物給付があってもよい。 さらには、事業継続のための配慮や、事業費における自助・共助についての理解も必要ではないかと考える。	確認済